

## 令和 8 年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、民間団体が支援対象児童等に対して行う居宅訪問による食事等の提供を通じて生活実態の把握と見守り体制の強化を図り、児童虐待を未然に防止することを目的に、予算の範囲内で交付する令和 8 年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、福井市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において「支援対象児童等」とは、要保護児童対策地域協議会が支援対象として登録しているこども及び市が見守りを必要と判断したこども、子育て家庭・妊産婦等をいう。

### (補助対象団体)

第 3 条 補助対象団体は、市内に活動拠点のある団体・グループ（以下「団体等」という。）とする。

2 前項に該当する団体等であっても、以下の各号に該当する場合は、補助対象外とする。

(1) 団体等の構成員（法人の場合は役員）に暴力団員等を含む団体等

(2) その他、活動内容が公序良俗に反する団体等

### (補助対象事業)

第 4 条 補助対象事業は、次条に定める補助対象団体が福井市内において実施する事業のうち、補助金の交付決定を受けた日以降に開始し、令和 9 年 3 月 31 日までに完了する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 支援対象児童等について、補助対象団体は事前に登録簿（様式第 14 号）をこども家庭センターと協議の上作成し、提出（以下「登録」とい

う。) することとする。支援対象児童等の追加登録及び解除があった場合も同様とする。

(2) 支援対象児童等の居宅を月に2回以上訪問するなどして、以下のアを実施し、必要に応じてイからキを実施する。ただし、感染症拡大防止等のため訪問ができない場合は、ICT機器を活用して目視により状況把握を行うことができる。

ア こども等の状況の把握

イ 食事の提供(弁当の配達等を含む。)

ウ 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導

エ 学習習慣の定着等の学習支援

オ 食材やおむつ等消耗品の提供

カ 子育てサービス等の情報提供

キ その他市長が認める支援

(3) 事業を実施した月の翌月10日までに次に掲げる報告書を提出すること。

ア 支援対象児童等見守り強化事業月報告書(様式第15号)

イ 支援対象児童等訪問記録(様式第16号)

(4) 前号の規定にかかわらず、支援対象児童等の状況に気になる点がある場合は、速やかに市に報告すること。

(5) 食事の提供に当たっては、衛生管理やこどもの食物アレルギーの有無等に十分配慮すること。

(6) 実施時には食中毒や交通事故など不測の事態によるけがに対応できる保険に加入するなど、必要な補償対応ができる体制を整えること。

(7) 継続した取組であること。

(8) 見守り活動に係る食事等の費用は無料とし、営利を目的とした事業でないこと。

(9) 政治的活動又は宗教的活動を目的とした事業でないこと。

(10) 国、地方公共団体その他これらに類するものからこの要綱による補助金以外の補助その他の給付（以下「その他の補助金等」という。）を受けていないこと。ただし、その他の補助金等を受ける事業とこの要綱による補助対象事業を区分して実施する場合及びその他の補助金等を受ける事業に加え新たに本条に規定する取組を実施する場合等はこの限りでない。

(11) 個人情報の保護に関する法律を遵守し、直接又は間接的に知り得た個人情報の第三者への提供や目的外使用を行わないこと。

(12) 法令及び福井市の条例、規則、その他の規定を順守すること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費は、別表に掲げるものとする。ただし、納品等及び支払いが令和9年3月31日までに完了しているものに限る。

（補助額）

第6条 補助上限額は、2,500千円を限度として予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、同一団体が同一の場所で同一の人員でもって複数の事業を実施している場合及び同一団体が複数の場所で同一の人員でもって同一の事業を実施している場合は、サービス提供が一体的になされているとみなし、1事業として取り扱う。

2 補助額の1,000円未満の端数は切り捨てとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする団体等は、別に定める申請期間に、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 事業予算書（様式第3号）

- (3) 団体等の規約・会則、役員名簿
- (4) 団体等の概要や事業内容がわかる書類
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
- (6) 個人情報保護に関する誓約書（様式第5号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定前着手）

第8条 補助金の交付を申請した団体等は、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、補助金交付決定前着手届出書（様式第6号）により届け出るものとする。

（交付決定）

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、福井市支援児童等対策事業補助金交付団体選定審査会においてこれを審査し、補助金の交付、交付予定額及び交付条件、又は不交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により交付又は不交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第7号）により、不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第8号）により、当該団体等に通知するものとする。

（申請事項の変更等）

第10条 前条の規定による交付の決定を受けた団体等が、対象事業の内容又は経費の配分の変更を必要とする場合は、補助金変更交付申請書（様式第9号）及び事業の変更内容等が確認できる資料を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、助成目的達成のため、又は助成目的に影響を及ぼさない範囲で行う、軽微な変更は除く。

2 前項に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) より効率的、効果的に事業を実施するための事業内容の細部の変更
- (2) 補助対象経費総額の20パーセント以内の減額に伴う変更

(3) 補助対象経費総額の変更を伴わない経費配分の変更で軽微なもの

(4) 交付決定額の変更を伴わない、補助対象経費総額の増額

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、これを審査し、やむを得ないと認め承認したときは、補助金変更交付決定通知書（様式第10号）により、承認しないときは、補助金変更不承認通知書（様式第11号）により、当該団体等に通知するものとする。

4 補助事業の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業中止・廃止承認申請書（様式第12号）により行うものとする。市長は、これを審査し、やむを得ないと認め承認したときは、令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業中止・廃止承認通知書（様式第13号）により、当該団体等に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付の決定を受けた団体等は、事業完了14日以内に令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業実績報告書（様式第17号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 年次報告書（様式第18号、様式第18-1号）

(2) 事業決算書（様式第19号）

(3) 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し

(4) 事業の実施状況がわかる資料

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条で規定する報告により、補助対象事業が適切に行われたと認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第20号）により通知したうえ、補助金交付請求書（様式第21号）を受領後、補助金を交付する。

( 補助金の概算払い )

第 13 条 市長は、特に事前に必要と認めるときは、交付予定額の 5 分の 4 を上限として概算払いを行うことができる。

2 交付の決定を受けた団体等は、前項の規定に基づき概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 22 号）を市長に提出しなければならない。

3 概算払いした補助金は、前条の規定により確定した交付額に基づき精算する。

4 第 10 条第 4 項の規定により事業を中止又は廃止する場合は、交付の決定を受けた団体等は、概算払いで受けた補助金の全額を返還しなければならない。

( 交付の取消し等 )

第 14 条 市長は、交付の決定を受けた団体等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき

(2) 交付の目的以外に補助金を使用したとき

(3) 第 10 条第 3 項又は第 4 項の規定により、変更、中止又は廃止の承認を受けたとき

(4) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき

(5) この要綱の規定に違反したとき

( 交付の条件 )

第 15 条 交付の決定を受けた団体等は、事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を

受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(消費税等について)

第16条 第7条の交付申請及び第11条の実績報告にあたっては、団体等は、対象経費から消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を除外して補助金額を算定し、申請または報告を行うものとする。ただし、以下に掲げる団体等にあつては、消費税等相当額を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- (2) 免税事業者である補助事業者
- (3) 簡易課税事業者である補助事業者
- (4) 消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- (5) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

2 前項第5号により消費税等相当額を補助対象経費に含めて補助金額を算定した団体等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、報告書(様式第23号)により速やかに市長に報告することとする。

なお、団体等が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、報告があつた場合には、市長は当該消費税及び地方消費税に係る

仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表 補助対象経費（第5条関係）

<p>人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅訪問やこどもの状況把握等を行うスタッフの人件費等</li> </ul>
<p>通信費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話やICT機器等の通信費用</li> </ul>
<p>賃借料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT機器（パソコン、プリンタ、タブレット等）のリース費用</li> </ul>
<p>需用費</p> <p>食糧費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事（お弁当）や食材の提供に係る経費 （弁当一食あたり1,000円を超える額など、通常より著しく高額と判断される経費は対象外とする。）</li> </ul> <p>消耗品費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ おむつ等の生活に必要な消耗品の提供に係る経費</li> <li>・ 学習習慣の定着に必要な教材費</li> </ul> <p>○燃料費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅訪問や食料品などの配送に係るガソリン代</li> </ul>
<p>保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食中毒や交通事故など不測の事態によるけが等に対応できる保険等</li> </ul>
<p>その他経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の趣旨に合致し、福井市支援対象児童等見守り強化事業の実施に関し特に必要と認められる経費</li> </ul>

< 特記事項 >

- ・ 補助対象経費は、事業の実施に最低限必要なものに限る。
- ・ 団体等の経常的な経費と区別ができない経費は対象外とする。
- ・ 事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費、団体等の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、接遇に係る経費、通常より著しく高額と判断される経費、備品の購入にかかる経費、その他市長が補助対象とすることが適当でないと判断する経費は対象外とする。

福井市長 様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者役職名・氏名（フリガナ）

\_\_\_\_\_

令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付申請書

令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金の交付を受けたいので、福井市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名

福井市支援対象児童等見守り強化事業

2 交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円（1,000円未満切り捨て）

3 団体の概要

団体所在地	(〒 - )		
電話		F A X	
E-Mail		構成人数	人

交付申請書に関する問い合わせ 代表者と同じ場合は記入不要

担当者氏名		郵送先	(〒 - )	
電話		F A X	E-Mail	

4 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業予算書（様式第3号）
- (3) 団体等の規約・会則，役員名簿
- (4) 団体等の概要や事業内容がわかる書類
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
- (6) 個人情報保護に関する誓約書（様式第5号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

事業計画書（令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金）

団体名	
補助事業名	福井市支援対象児童等見守り強化事業
実施期間	
事業内容	1 事業概要，実施体制（職員配置・緊急時の連絡体制等事業を実施する体制は整っているか。）支援対象児童等の状況把握の方法，実施頻度、（具体的に記載してください。）
期待される成果・効果等	

この様式により難しい場合は，この様式に準じた別の様式を使用することができます。

様式第3号（第7条関係）

事業予算書（令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金）

団体名	
-----	--

1 収入

項目	内訳（名称，単価，数量等を具体的に御記入ください。）	金額（円）
令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金		
民間助成金等		
寄付金等		
自己負担		
収入合計		

2 支出

項目	内訳（名称，単価，数量等を具体的に御記入ください。）	金額（円）
人件費		
通信費		
賃借料		
需用費		
保険料		
その他経費		
支出合計		

必要に応じて，行を追加してください。

この様式により難しい場合は，この様式に準じた別の様式を使用することができます。

## 暴力団排除に関する誓約書

令和 8 年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、福井市が暴力団排除に必要な場合には、福井県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（福井市暴力団排除条例(平成 2 3 年福井市条例第 2 2 号。以下「条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

福井市長 様

( 誓約者 )

住所 ( 所在地 )

氏名 ( 名称及び代表者氏名 )



年 月 日

福井市長 様

団体住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_

令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付決定前着手届出書

令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金の交付申請をしている下記の事業について、交付決定前に着手しますので届出します。

尚、本件について交付決定がなされなかった場合において異議申し立てはしません。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定前着手の理由
- 3 補助事業の着手予定年月日

住 所  
名 称  
代表者名

令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金については、福井市補助金等交付規則第4条の規定に基づく令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱により、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

- 1 この補助金の交付の対象となるものは、申請書記載の事業のみとする。
- 2 補助金交付の対象となった事業期間、経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助対象事業期間	年 月 日 ~	年 月 日
補助金交付対象経費		円
補助金の額		円
- 3 福井市補助金等交付規則第11条の規定により、補助金の交付を受けるものは、補助事業が完了したとき又は市の会計年度が終了したときは、事業完了14日以内に補助事業等の成果を記載した補助事業実績報告書、補助事業収支決算書等必要書類を市長に提出しなければならない。
- 4 この補助金に係る収入及び支出については、その帳簿を備え証拠書類とともに事業終了年度から起算して5年間整備保存しなければならない。
- 5 この補助金の用途及び経理の状況については、市監査委員の監査及び市の担当者の指導があったときは、これを拒むことができない。

様式第 8 号 ( 第 9 条関係 )

こ家 第 号

住 所

名 称

代表者名

令和 8 年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 8 年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、福井市補助金等交付規則第 6 条の規定に基づく令和 8 年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知する。

年 月 日

福井市長

記

交付しない理由

福井市長 様

団体住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_

令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金変更交付申請書

年 月 日付けこ家第 号により交付の決定を受けた令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金について、次のとおり変更したいので、令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて変更の承認を申請します。

1 変更内容及び変更理由

変更内容 (いずれかに )	1. 事業内容の変更, 3. 経費の配分の変更 2. 補助対象経費総額の20%を超える減額 4. その他(具体的に: )
変更理由	

2 補助金交付変更額

(1) 交付予定額	金 _____	円
(2) 変更後交付申請額	金 _____	円
(3) 差引増減額	金 _____	円

3 添付書類

- (1) 事業の変更内容等が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第10号(第10条関係)

こ家第 号

住 所

名 称

代表者名

令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けこ家第 号で交付決定した令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金について、令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり変更することに決定したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第 11 号 ( 第 10 条関係 )

こ家 第 号

住 所

名 称

代表者名

令和 8 年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金変更不承認決定通知書

年 月 日付けこ家第 号で交付決定した令和 8 年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金について、令和 8 年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により、下記のとおり変更不承認とすることに決定したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

1 変更の内容

2 変更不承認とした理由

福井市長 様

団体住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_

令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付けこ家第 号により交付の決定を受けた令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金について、福井市補助金等交付規則第5条の規定により、次のとおり補助事業の中止・廃止の承認を申請します。

中止・廃止の理由

--

様式第 13 号 ( 第 10 条関係 )

こ家 第 号

住 所

名 称

代表者名

令和 8 年度福井市支援対象児童等見守り強化事業中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった福井市支援対象児童等見守り強化事業中止・廃止承認申請書については、令和 8 年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱第 10 条第 4 項により、下記のとおり承認することに決定したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

1 中止・廃止の理由

様式第14号(第4条関係)

支援対象児童等見守り強化事業 支援対象児童等登録( 年 月 日時点)(団体名: )

	A 対象者氏名	B 性別	C 保護者氏名	D 世帯員数(人)	E 家族形態	F 住所	G 所属(学校・保育園等)	H 年齢 学齢	I 相談経路	J 支援が必要な理由	k 支援開始日	L 支援終了日
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

必要に応じて、行を追加してください。

登録者に変更(追加または解除)があった場合も登録簿を作成し、速やかにこども家庭センターに提出してください。

「J 支援が必要な理由」は、次の ~ (いずれも疑いを含む。)から選択(複数選択可)してください。 の場合は内容を記載してください。

支援者不足(家庭や地域に支援者がいない) 育児不安(保護者等) 経済的困窮 児童虐待 ヤングケアラー その他(自由記述)

「K 支援開始日」は、前年度からの継続者は当年度の事業開始日としてください。

登録簿の取扱いについて

- ・団体では、登録簿で、支援対象児童等の管理をお願いします。また、補助金の適正支出等の検査のため、後日確認させていただく場合がありますので、当該登録簿は事業終了後5年間、保管してください。

様式第15号(第4条関係)

支援対象児童等見守り強化事業 月報告書

(団体名: )

( 年度 月分)

計

	実施日	世帯番号	月	回数	保護者氏名	世帯員数	支援(延べ人数)		食事・食材・消耗品(教材含む)等			備考
							訪問	ICTによる目視確認	弁当(個)	食材(回)	消耗品(回)	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

ICTの回数は、感染症拡大防止等のため訪問できない場合、ICT機器を活用して目視により状況把握を行った場合の人数を記入してください。

通話やラインのみによるやり取りの回数は含めないでください。

月報告書の取扱いについて

団体では、月報告書で、支援対象児童等の管理をお願いします。また、補助金の適正支出等の検査のため、後日確認させていただく場合がありますので、当該月報告書は事業終了後5年間、保管してください。

世帯№				
保護者				
対象児童				
支援目標				
日時	日 ( ) 時 分 ~ 時 分	日 ( ) 時 分 ~ 時 分		
手段	訪問・ICT・他( )		訪問・ICT・他( )	
生活状況	<input checked="" type="checkbox"/>	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>	チェック項目
		支援が必要な家族がいる		支援が必要な家族がいる
		こどもの事故防止対策が不十分		こどもの事故防止対策が不十分
		経済状態が不安定		経済状態が不安定
		設備(電気・水道・暖房等)が壊れている、止まっている		設備(電気・水道・暖房等)が壊れている、止まっている
		不衛生である		不衛生である
児童の様子	<input checked="" type="checkbox"/>	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>	チェック項目
		不自然なあざや傷が見られる		不自然なあざや傷が見られる
		保護者を怖がっている		保護者を怖がっている
		季節にそぐわない服装・汚い衣類・異臭がする		季節にそぐわない服装・汚い衣類・異臭がする
		ヤングケアラーが疑われる		ヤングケアラーが疑われる
		園や学校に行けていない		園や学校に行けていない
保護者の様子	<input checked="" type="checkbox"/>	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>	チェック項目
		家庭内に不和・対立がある		家庭内に不和・対立がある
		健康状態に不安がある		健康状態に不安がある
		家族や地域の支援がない		家族や地域の支援がない
	精神面の不安が見られる		精神面の不安が見られる	
在宅児童				
☑項目の状況等 支援内容				
支援の方向性 課題				

備考:本記録は世帯単位で作成するものとする。

福井市長 様

団体住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_

令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業実績報告書

年 月 日付けこ家第 号により交付の決定を受けた令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金について、福井市補助金等交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 実績額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付予定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 差引増減額 金 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類

(1) 年次報告書(様式第18号)

(2) 事業決算書(様式第19号)

(3) 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

様式第18号(第11条関係)

年次報告書(令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金)

団体名	
補助事業名	福井市支援対象児童等見守り強化事業
実施期間	
支援対象児童等数 (実人数)	
支援対象児童等の 状況把握の実施回数 (年間合計)	
事業実績 (年間の成果・効果等 について具体的に記載 してください。)	

この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

様式第19号(第11条関係)

事業決算書(令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金)

団体名	
-----	--

1 収入

項目	内訳(名称,単価,数量等を具体的に御記入ください。)	金額(円)
令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金		
民間助成金等		
寄付金等		
自己負担		
収入合計		

2 支出

項目	内訳(名称,単価,数量等を具体的に御記入ください。)	金額(円)
人件費		
通信運搬費		
賃借料		
需用費		
保険料		
その他経費		
支出合計		

必要に応じて,行を追加してください。

この様式により難しい場合は,この様式に準じた別の様式を使用することができます。

様式第20号(第12条関係)

こ家第 号

住 所

名 称

代表者名

令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けこ家第 号で交付の決定をした令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業に対する補助金については、福井市補助金等交付規則第12条及び令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

様式第 2 1 号 ( 第 1 2 条関係 )

年 月 日

福井市長 様

団体住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_

令和 8 年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付請求書

請求額        ¥ \_\_\_\_\_

振 込 口 座	銀行名義	
	預金種目	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

振込口座は団体名義で開設したものとしてください。

年 月 日

福井市長 様

団体住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_

令和 8 年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金概算払請求書

福井市補助金等交付規則第 1 4 条第 2 項の規定により , 補助金の概算払を請求  
します。

交 付 決 定 日 及 び 決 定 番 号		
事 業 名		
補 助 金 交 付 予 定 額		
概 算 払 請 求 額		
理 由		
振 込 口 座	銀 行 名 等	銀行・信用金庫・信用組合 店
	預 金 種 目	普通 , 当座 , その他 ( ) いずれかに
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 の 住 所	
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義	

振込口座は団体名義で開設したものとしてください。

年 月 日

福井市長 様

団体住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_

令和 8 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付けこ家第 号で交付決定のあった令和 8 年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金について、令和 8 年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

1	福井市補助金等交付規則第 1 2 条の補助金の額の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した仕入にかかる消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告による確定した仕入に係る消費税等相当額	金	円
4	補助金返還相当額 ( 3 - 2 )	金	円

記載内容を確認するための書類 ( 確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等 ) を添付してください。